# 欧州委員会による株式決済市場改革

吉川真裕

取り組みを紹介することによって、今後のヨーロッパ株式市場の行方を展望する。 リアストリーム(旧セデル)も株式取引では各国の証券集中保管機構との協力関係を確立せざるを得ず、しかも ることを期待する動きもみられるようになった。 本稿ではヨーロッパの株式決済市場統合に対する欧州委員会の 重心は移ってきたが、民間ベースではなかなか進展しそうにもない。そこで、欧州委員会がイニシアティブをと 証券取引所の統合、証券決済機関の統合、清算機関の統合という形でヨーロッパ株式市場統合へ向けての議論の 目指すというアイデアもイギリス、フランス、ドイツの三大清算機関の対抗関係から進展する兆しは見えない。 は見られない。さらに、証券決済機関は併存していても単一清算機関が清算業務を一本化して決済費用の削減を 両者の間で対抗意識が強いことから、フランス、オランダ、ベルギー、イギリス、アイルランドを押さえたユー 対から予想されたほどには進展してはいない。 フランス、ドイツの三大取引所間の主導権争い、各国の証券取引所や会員業者の存立基盤を危うくするという反 進んではいない。ヨーロッパ各国の証券取引所は合併や統合という形での株式市場統合を試みたが、イギリス、 いえ、ユーロ導入諸国が一つの国のように各業種間で資金の再配分をおこなうという動きは予想されたほどには ロクリアと、ドイツとルクセンブルグを押さえてイタリアに関心を寄せるクリアストリームの対立が収まる兆し = ロッパの株式市場では単一通貨ユーロの導入によって国境を越えたクロスボーダー取引が増えているとは 他方、ユーロ債の決済の大半をおこなってきたユーロクリアとク

## 1 EUの証券決済法規制

する必要もなくなる。 しかし、クロスボーダー の証券決済に伴う非効率性は各国の法規制の相違等に起因すると ころも大きく、この問題はCSDの統合によっては解決されえない。これがヨーロッパの株式決済市場統合に欧 がフランスのSICOVAMとイギリスのクレストを傘下におさめた合併・買収モデル(ECHモデル)にせよ、 るいはセデルがドイチェ・ベルゼ・クリアリング (DBC) と合併してクリアストリームとなり、ユーロクリア 各国のCSDの統合が進めば、投資家は複数のCSDに口座を開設する必要がなく、複数のCSDに担保を提供 ユーロクリアが打ち出した国際決済機関 (ICSD) が核となるハブ・アンド・スポークス・モデルにせよ、あ 各国の証券中央保管機構 (CSD) をリンクするECSDA (欧州CSD協会) モデルにせよ、一九九九年に

盟する一国で認可を受けた金融機関は他国の規制市場 ( regulated market ) にアクセスすることが保証され、当 ターパーティ (CCP) や清算機関への自由なアクセスを保護するための規定が新たに設けられている (改正I た。そして、二〇〇二年一一月一九日に発表されたISD改正案では、CSDのみならず、セントラル・カウン 該市場におけるCSDにもアクセスすることが保証されると定められている(ISD一五条一)。 しかし、二〇 セスにはさまざまな障害が存在することが指摘され、証券決済システムの見直しが必要検討事項として掲げられ 〇〇年一一月に欧州委員会が発表したISD改正に関するコミュニケーションにおいて、各国のCSDへのアク EUレベルでの証券決済に関する法規制としては一九九三年の投資サービス指令(ISD)があり、EUに加

SD案三二条)。

州連合(EU)レベルでの対応が求められる由縁である。

障害を把握し、将来の証券決済インフラの整備に向けた政策を探ることを目的としており、五月四日を回答期限 として、二〇〇一年夏を予定されていた専門家による報告書(ジョヴァンニーニ報告)にも利用されるものと説 に欧州委員会はコンサルテーションを開始した。 このコンサルテーションはクロスボーダー証券取引に現存する 二〇〇〇年一一月のISD改正コミュニケにおける証券決済システムの見直しへ向けて、二〇〇一年四月二日

明されていた

ダーのクリアリングとセトルメント』を発表した。 三つの報告書を作成している。そのジョヴァンニーニ・グループがクロスボーダー取引のクリアリングとセトル 市場:変化への機会』( 一九九九年一〇月)、『ユーロ圏における調和した公債発行』( 二〇〇〇年一一月) という 識者が個人の資格で参加し、これまでにも『ユーロ導入が資本市場に与える影響』( 一九九七年七月)、『EUレポ スに関して欧州委員会を支援する目的で一九九六年に結成された調査グループであり、金融機関等に所属する有 メントに関する報告書の作成を欧州委員会から依頼され、二〇〇一年一一月二三日に『EUにおけるクロスボー ローマ銀行副頭取のアルベルト・ジョヴァンニーニ氏を座長とするジョヴァンニーニ・グループは金融サービ

り、報告書の分析にも利用されている。 この第一次報告の補遺には二〇〇一年四月の欧州委員会によるコンサルテーションへの回答が一部紹介されてお 対する対処策を検討するものとされている (以後、この報告書を第一次ジョヴァンニーニ報告と呼ぶ)。そして、 この報告書では、今回の報告書は問題の特定をおこない、二〇〇二年半ばに予定している次の報告書で問題に

第一次ジョヴァンニーニ報告はクロスボーダー取引のクリアリングとセトルメントの仕組みを紹介した後、コ

そしてICSDの費用の中でも外部システム取引が内部システム取引よりも大幅に高いことが読み取れる。 クリアストリームとユーロクリアの内部システム取引と外部システム取引の決済費用 (株式と債券の区別なし) ンター (CEPS) のデータに基づいて、デンマーク、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、スウェーデン のCSDの株式と債券 (ドイツとフランスのみ) の典型的な決済費用 (主として国内取引) と、ICSDである ストの推計とコストの増加要因を分析している。第四章のコストの推計では、まず、ベルギーの経済政策研究セ を比較している。直接的な比較には問題があるが、ICSDでの費用が各国CSDの費用よりも大幅に高いこと、 他方、各決済機関の経常収入と決済件数から一件当たりの収入を推定し、これを費用の代理変数と見る方法も

当たり経常収入が決済費用を反映しているとすれば、EU諸国の証券決済費用はアメリカの証券決済費用と大き 象としてみると、ICSDを除くEU加盟国のCSDの一件当たり経常収入はネッティング後では遜色なく、ド 採用されている。この方法はロンドン証券取引所が用いたことのある方法であり、ここでもCEPSによる分析 な違いはないが、ユーロクリアやクリアストリームを通じておこなわれるクロスボーダー取引の決済費用は格段 ユーロクリアとクリアストリームの値が桁違いに大きいことがわかる。さらに、アメリカのDTCCを比較の対 結果が用いられている。まず、各機関ごとのネッティング前あるいはネッティング後の一件当たり経常収入では、 イツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、イギリスではアメリカを下回る結果になっている。 したがって、一件

に関する障害 (二項目)、法律上の確実性に関する障害 (三項目)の三つのグループに区別している。 の問題点としては一五項目が上げられているが、これを技術的要因/市場慣行に関する障害(一〇項目)、 第一次ジョヴァンニーニ報告の第五章ではクロスボーダー取引の決済コストの増加要因を分析している。 現状 に大きいということが推定されることになる。

まず、技術的要因/市場慣行に関する障害として上げられている一○項目を列挙すれば以下の通りである。

情報技術やインターフェイスの国ごとの相違

複数の決済機関を用いることへの国ごとの制限

コーポレート・アクションや株主権限、カストディに関する国ごとの相違

日中の時点決済ファイナリティの国ごとの相違

決済システムへの国外からのアクセスへの実務上の障害

決済に要する期間の国ごとの相違

業務時間や締め切り時間の国ごとの相違

証券の発行慣行の国ごとの相違

証券の保管場所に関する国ごとの制限

次に、税制に関する障害として上げられているのは以下の二項目である。 プライマリー・ディーラーやマーケットメーカーに対する国ごとの制限

外国の金融仲介機関を不利にする証券の源泉徴収税制

国内決済システムに機能的に統合された証券取引税

最後に、法律上の確実性に関する障害として以下の三項目が上げられている。

証券の権利義務関係に関するEU規模での共通フレームワークの欠如

証券の保有と権利に関する国ごとの法律の抵触 金融取引のバイラテラル・ネッティングに関する法律上の取り扱いの国ごとの相違

は多い順に、 ジャー協会一)の回答が寄せられていた。報告書第五章で上げられた一五項目を問題点として指摘した回答件数 因の比率を計算すると、 市場慣行に関する障害についてはそれがコスト増のメジャー要因かマイナー要因かを区別しており、メジャー要 が紹介されており、三八件(商業銀行一三、投資銀行一二、CSD一二、ICSD二、証券取引所四、 第一次ジョヴァンニー 二報告の補遺では二〇〇一年四月の欧州委員会によるコンサルテーションへの回答結果 三四件、 一九件、 九七% (三四件中三三件)、 八八% (三三件中二九件)、 二三% (三〇件中七件)、 三三件、 三〇件、 二九件、 二九件、 二七件、 二七件、 二七件、 二四件、 一九件、 一一件、 七件であった。このうち から までの技術的要因/ 投資マネ

全回答者数に占める回答比率と回答中のメジャー 要因比率を掛け合わせて技術的要因/市場慣行に関する障害の 二四% (二九件中二四件)、 八三% (二九件中七件)、 七〇% (二七件中一九件)、 六三% (二七件中一七 五二% (二七件中一四件)、 一〇〇% (一九件中一九件)、 五七% (七件中四件)であった。そこで、

(17)

プライオリティ比率を計算すると、 九二%、 八〇%、 六七%、 五三%、 五三%、 | | %となる。 | 4) 四八%、三八%、

#### 3 その後の推移

一九%、

ような単一機関を強制することはないということが関係者に安心感を与えたからと考えられる。 対処策は民間の市場関係者のイニシアティブを重視するという姿勢を見せ、欧州委員会がアメリカのDTCCの ラムファルシー委員会 ( 欧州証券市場規制に関する賢人委員会 ) 報告に沿って、技術的要因ノ市場慣行に関する 第一次ジョヴァンニーニ報告はおおよそ好意的に受けとめられたが、それは二〇〇一年二月に発表されている

する共同作業への協力を求めるコンサルテーション文書を公表した。「リコメンデーションの法的位置づけ 日を期限として、一年前の欧州委員会によるコンサルテーションと同様に市場関係者の協力を求めた。 セス条件、 リコメンデーションの主体、 二〇〇二年三月二日には欧州証券監督者委員会 (CESR) と欧州中央銀行制度 (ESCB) が証券決済に関 証券決済におけるリスクと弱点、 リコメンデーションの範囲、 決済サイクル、 リコメンデーションの目的、 構造問題、これらについて二〇〇二年五月六 決済機関へのアク

ボーダー取引は国内取引よりも三○%割高であり、小口のクロスボーダー取引は国内取引よりも一五○%割高で 揄されるドイツ取引所/クリアストリームの戦略の正当性を主張した。 この時期はまだドイツ取引所によるクリ 市場慣行の調和、取引所や決済機関の統合によって削減できるのは二〇%にすぎないと推定しており、 あることを示しているのは興味深い。また、クロスボーダー取引の費用の四〇%は各国の法制や税制に起因し、 ニーニ報告では踏み込めなかった決済費用の内訳を詳細に推定しており、とりわけドイツにおける大口のクロス るクロスボーダー株式取引、クリアリング、セトルメント:白書』と題する報告書を公表し、垂直的格納庫と揶 示す意味でこの報告書はこの時期に公表されたものと考えられる。しかしながら、内容的には第一次ジョヴァン アストリームの買収がドイツ、ルクセンブルグ、イギリスの監督機関等による承認を経ておらず、その正当性を 他方、二〇〇二年四月には買収の手続きを進めていたドイツ取引所とクリアストリームが『ヨーロッパにおけ

された。今回のコンサルテーションはラムファルシー委員会報告と第一次ジョヴァンニーニ報告を受けておこな

二〇〇二年五月二八日には欧州委員会から再びクロスボーダー 取引の決済に関するコンサルテーションが公表

因や市場慣行の改善を民間主導で進めようというジョヴァンニーニ報告とは異なる立場を示していた。

われたものであり、どのような形態の市場インフラの整備が必要であるかという上からのアプローチはとらず、

市場が最も効率的な解決策を見出すのに必要な条件をいかにして作り出すかという下からのアプローチを採用し 今回のコンサルテーションは八月三一日を回答期限としており、二〇〇二年末までに回答結果の分析を

吟味されており、具体的な数字は明記されていないが、障害 第三章では第一次ジョヴァンニーニ報告で採り上げられた一五の障害を除去するプライオリティに対する回答が 果が欧州委員会から公表された。第二次コンサルテーションへはEU加盟一四カ国を含む一六カ国から一二のE果が欧州委員会から公表された。第二次コンサルテーションへはEU加盟一四カ国を含む一六カ国から一二のE 間どっているとも伝えられた。この間、一二月一八日には予定通り、五月の第二次コンサルテーションの分析結 シー委員会報告、第一次ジョヴァンニーニ報告の下からのアプローチが受け入れられていることを明らかにした。 なく、市場が決済サービスの統合モデルを決定すべきであるという点で合意が得られたとしており、ラムファル **U加盟国の公的機関を含めて六一件 (インフラ提供者二七%、銀行二六%、公的機関二一%、ブローカー七%、** 二年中、二〇〇三年年明けへと公表がずれ込み、草稿はできあがったものの、市場関係者との最終的な調整に手 公表する予定であると説明されていた。 第一次ジョヴァンニーニ報告の中で二○○二年半ばと予定されていた第二次ジョヴァンニーニ報告は、二○○ 兼業金融機関七%、その他一〇%)の回答が寄せられていた。この分析結果によると、当局では (複数の決済機関を用いることへの国ごとの制限)、

権利を法制化すべきかという質問に対する回答は、アクセス権のみ必要が三九件、選択権のみ必要が三二件、両

ましいが七四%、反対が七%、無回答が一八%であり、EUが取引と決済へのアクセスと選択に関する包括的な

制限) の三つの障害を除去すべきという要望が高かったとされている。さらに、第四章の説明によれば、公平な

(決済システムへの国外からのアクセスへの実務上の障害)、障害

(証券の保管場所に関する国ごとの

競争のためにEUレベルでクリアリングとセトルメントの機能的な定義が必要かという質問に対する回答は、

三年前半にはおこなわれるものと見られていた。 報告は欧州委員会の政策提言のもとになるものと考えられており、第二次ジョヴァンニーニ報告の公表も二〇〇 政策提言がコンサルテーションされる見通しが明らかにされた。公表がずれ込んでいる第二次ジョヴァンニーニ 委員によって二〇〇三年前半にも欧州委員会によるクロスボーダー取引のクリアリングとセトルメントに関する 問題委員会からの承認が採決され、二〇〇三年一月一四日には欧州議会の公聴会でボルケシュタイン欧州委員会 他方、二〇〇二年一二月三日には、五月二八日に欧州委員会が発行したコミュニケに対する欧州議会経済金融

的な解決策を見出すのに必要な条件を作り出すための改善策に徹していることが明らかになった。その意味では て、どのような形態の市場インフラの整備が必要であるかという上からのアプローチはとらず、市場が最も効率 る可能性は低く、これを受けて欧州委員会が大胆な政策提言をおこなうという可能性も低いと考えられるように ヨーロッパの株式市場統合に結びつくようなドラスティックな提言が第二次ジョヴァンニー 二報告で盛り込まれ ョヴァンニー 二報告はラムファルシー委員会報告と第一次ジョヴァンニー 二報告の下からのアプローチを採用し ープとFESEの間でおこなわれた第二次ジョヴァンニーニ報告草稿をめぐる議論の要点が公表され、第二次ジ 二〇〇三年一月には欧州証券取引所連合 (FESE) から二〇〇二年一一月二五日にジョヴァンニーニ・グル

## 4 第二次ジョヴァンニーニ報告

二〇〇三年四月一六日に『EUのクリアリングとセトルメント・アレンジメンツに関する第二次報告』と題す

ており、すでに市場関係者の関心も薄れていたためと考えられる。発表当日には垂直的格納庫アプローチが強制 るジョヴァンニーニ・グループの第二次報告が公表された。これを報じた主要なニュース・ソースはなく、第一(º) 的に排除されないことに安心したドイツ取引所のみが歓迎するというプレス・リリースを出している。 次報告に対する反響とは様変わりであった。これはドラスティックな提言がないということがある程度予測され

うことに徹している 上からのアプローチはとらないことを明言し、第一次報告で採り上げた一五の障害をいかにして取り除くかとい 予想されたとおり、第二次ジョヴァンニーニ報告はどのような形態の決済市場インフラが必要であるかという

ート・アクションや株主権限、カストディに関する国ごとの相違)、障害 れた証券取引税)を除去すること、そして現時点から三年以内に残るすべての障害を取り除くことを提言してい 中の時点決済ファイナリティの国ごとの相違)、障害 フェイスの国ごとの相違)を二年以内に取り除くことに優先順位を与え、その実現から三カ月以内に障害 具体的には、第一次報告の障害 (外国の金融仲介機関を不利にする証券の源泉徴収税制)、障害 (業務時間や締め切り時間の国ごとの相違)と障害 (決済に要する期間の国ごとの相違)、障害 (国内決済システムに機能的に統合さ (証券の発行慣行の国ごとの相違)、 (情報技術やインター (コーポレ (日

告の功績と言えよう しており、 障害除去の優先順位と並んで、どの機関がイニシアティブをとるべきかを第二次ジョヴァンニー 二報告は特定 | 五の障害をいかにして速やかに取り除くのかという手順を示したことが第二次ジョヴァンニーニ報

ಶ್ಶ

まず、最優先 (二年以内) とされた障害除去のうち、障害 (業務時間や締め切り時間の国ごとの相違)につ

が明記された(ただし、SWIFTがイニシアティブをとることは情報プロバイダーとしてSWIFTを利用す と協力してイニシアティブをとること、 IFTと証券市場実務家グループ(SMPG)が中心となってフォーマットやプロトコルの共通化をはかること いては決済機関の協議会である欧州CSD協会 (ECSDA) が中心となって、 障 害 (情報技術やインターフェイスの国ごとの相違)についてはSW 欧州中央銀行制度(ESCB)

ることをかならずしも意味しない)。

(イニシアティブの主体は明記されず)、障害 (コーポレート・アクションや株主権限、カストディに関する国 (T+2)に他国も移行すべきか、ドイツが他国の三営業日決済(T+3)に移行すべきかを再検討すること リティの国ごとの相違) についてはECSDAが中心となって、独自のコンサルテーションも実施した欧州証券 なる欧州クレジット・セクター協会 (ECSA) に加盟するローカル銀行とECSDAが民間部門の提言をコー ごとの相違)については欧州銀行協会、 ィブをとること、障害 監督者委員会(CESR)と欧州中央銀行制度(ESCB)の共同ワーキング・グループと協力してイニシアテ 次いで、第二グループ (最優先から三カ月以内) とされた障害除去のうち、障害 (決済に要する期間の国ごとの相違) についてはドイツの実施する二営業日後決済 欧州貯蓄銀行グループ、欧州コーポラティブ銀行協会の三つの組織から (日中の時点決済ファイナ

律の抵触)、障害 さらに、第三グループ (三年以内) とされた障害除去のうち、障害 (金融取引のバイラテラル・ネッティングに関する法律上の取り扱いの国ごとの相違)、障害 (証券の保有と権利に関する国ごとの法

ディネートし、各国政府はEU首脳会議を通じて対応すること、障害

(証券の発行慣行の国ごとの相違) につ

いては国際プライマリー市場協会 (IPMA) とナショナル・ナムバーリング・エージェンシーズ協会 (ANN

がイニシアティブをとることが示された。

決済システムに機能的に統合された証券取引税)と障害 制)については各国政府がEU首脳会議を通じてイニシアティブをとることが示された。 証券口座確定プロジェクト ( EU Securities Account Certainty Project) に合意することを通じて、障害 証券の権利義務関係に関するEU規模での共通フレームワークの欠如)の三つについては、各国政府がEU ( 外国の金融仲介機関を不利にする証券の源泉徴収税 (国内

性を踏まえて、 国政府がEU首脳会議を通じてイニシアティブをとることが明示された。 上の障害) については各国政府が欧州証券監督者委員会 (CESR) と欧州中央銀行制度 (ESCB) との整合 ては各国政府が改正ISD案を採用することを通じて、障害 また、第四グループ (第二グループの障害除去を踏まえて現在から三年以内) とされた障害除去のうち、障害 (複数の決済機関を用いることへの国ごとの制限)と障害 障害 (プライマリー・ディーラーやマーケットメーカーに対する国ごとの制限)については各 (決済システムへの国外からのアクセスへの実務 (証券の保管場所に関する国ごとの制限) につい

### 5 今後の見通し

引のクリアリングとセトルメントに関する政策提言がコンサルテーションされ、それに基づいて欧州委員会の政 向けての議論の重心は移ってきたが、民間ベースではなかなか株式市場の統合は進まなかった。これを株式決済 は考えにくい。証券取引所の統合、証券決済機関の統合、清算機関の統合という形でヨーロッパ株式市場統合へ 策提言がおこなわれる見通しである。第二次ジョヴァンニー 二報告が市場関係者の意見をすでに参考にしており、 コンサルテーションに基づく欧州委員会の政策提言が第二次ジョヴァンニーニ報告と大きく異なるものになると 今のところ、第二次ジョヴァンニーニ報告を踏まえて二〇〇三年六月にも欧州委員会によるクロスボーダー取

市場統合という側面から欧州委員会が大幅に進めるということが一時は一部の人々によって期待されたが、すで にみたように、その可能性も当面は極めて小さく、ヨーロッパの株式市場統合へ向けての道のりはまだまだ遠

ιį

障壁の撤廃のみならず、積極的な競争相手の参入促進が押し進められるようになった。そして、効率性の基準も 清算機関も同じであった。ところが、独占または寡占の弊害が技術革新を妨げているという見方が強まり、参入 功例は見当たらない スダック市場における電子証券取引ネットワーク (ECN)の躍進であるが、実は一国ベースではそれ以外に成 静態的な資源の節約から動態的な技術革新へと変わりつつある。証券市場における後者の成功例がアメリカのナ され、相互の競争よりも重複投資の無駄を省くことが最も重視された。その意味では証券取引所や証券決済機関、 るようである。電信電話会社や電力・ガス会社、空運会社などはかつては他産業のインフラとしての側面が強調 スでの競争による統合をお膳立てするためにレヴェル・プレイイング・フィールドを実現することを目指してい むしろ、ラムファルシー委員会報告や第二次ジョヴァンニーニ報告にみられるように、欧州委員会は民間ベー

証券決済機関の統合、清算機関の統合という形でヨーロッパ株式市場統合へ向けてのさまざまな試みがおこなわ と考えられた。一九九八年のロンドン証券取引所とドイツ取引所の戦略的提携を皮切りに、証券取引所の統合、 九九年の単一通貨ユーロの導入は為替相場の変動という障壁を取り除き、取引所間の競争が再び活発化するもの 感を募らせた各国の証券取引所が市場改革を実行し、一九九〇年代には取引は母国市場へと逆流していた。 国株市場を開設し、ヨーロッパ諸国での株式取引の多くがロンドンでおこなわれるようになった。しかし、 ヨーロッパでは一九八五年にロンドン証券取引所がSEAQインターナショナルというナスダックをまねた外

ない株式市場統合を、 競争は活発化したものの、統合はさほど進んでいるとは言えない。民間ベースではなかなか進展しそうにも 欧州委員会がイニシアティブをとることで一気に押し進めようという一部の人々の期待は

欧州委員会の競争重視という姿勢によって脆くも崩れさったと言えよう。

株式決済市場統合を準備する上でも重要なものとなるであろう。 ュール、その実施主体の特定はEUにしかできない調整策であり、ヨーロッパの株式決済市場を改善し、将来の とはいえ、第二次ジョヴァンニーニ報告が採り上げた株式決済市場の障害を取り除くための優先順位とスケジ

注

- 1 この節の記述は、岩田健治「EU証券規制の新展開:その背景と現状」(『証券経済研究』三八号、二〇〇二年七月)、 Ⅰ』二〇〇三年冬号) に負うところが大きい ォータリー』 二○○二年夏号 〉 大崎貞和「EU投資サービス指令 (ISD) 改正案について」(『資本市場クォータリ 野村亜紀子・小橋亜由美「二極化に向かう欧州証券決済機関~ユーロクリアとクレストの合併発表~」(『資本市場ク (25)
- 2 ヨーロッパの株式決済市場統合に関わる詳細については、拙稿「ユーロCCP~DTCCの欧州クリアリング機関~」 (本誌一六〇一号、二〇〇一年一二月)、「ドイツ取引所によるクリアストリームの買収合意」 (本誌一六〇四号、二〇 〇二年三月)、「ユーロクリアとクレストの合併」(本誌一六一〇号、二〇〇二年九月)を参照
- 3 The Giovannini Group, Cross-Border Clearing and Settlement Arrangements in the European Union, November 2001.
- 4 報告書の脚注で示されているこの方法で計算すると、値は若干違ったものになるが、論旨に違いはない
- 5 CESR and ECB, Joint Work of the Euroean System of Central Banks and the Committee of European Securities

Regulators in the Field of Clearing and Settlement: A call for contributions from interested parties, 3 March 2002.

- 6 Beutsche Börse Group and Clearstream International, Cross-Border Equity Trading, Clearing & Settlement in Europe: White Paper, April 2002
- 7 Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European May 2002 Parliament: Clearing and settlement in the European Union: Main policy issues and future challenges, COM (2002) 257, 28
- 8 Commission of the European Communities, Commission Communication on Clearing and Settlement: Summary of Responses, IP/02/1910, 18 December 2002.
- 9 Federation of European Securities Exchanges, Comment on the Preliminary Draft Sections of the Giovannini II Report on EU Clearing and Settlement Arrangements as discussed in the meeting of the Giovannini Group on 25th November 2002,

(26)

- 10 The Giovannini Group, Second Report on EU Clearing and Settlement Arrangements, April 2003.
- (よしかわ・まさひろ 客員研究員)